

4

3

2

1

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

前条第五項から第八項までの規定は、第一項

の認定について準用する。この場合において、
同条第五項中「第二項各号」とあるのは「次条
第二項各号」と、同条第六項中「第三項の」と
あるのは「次条第三項の」と、「第四項」とあ
るのは「同条第四項」と、「第三項中」とある
のは「同条第三項中」と読み替えるものとす
る。

類	失つた輸入移動書	失つた移動書類 又は	第九条第一項の規定により特定有害廃棄物等を輸入した第十四条第二項前段の規定による輸入移動書類の交付を受けた者に付された輸入移動書類とともに当該輸入移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき					
			輸入移動書類の交付を受けた者等	事業者等	再生利用等目的輸入	輸入移動書類の交付を受けた者等	事業者等	第九条第一項の規定による輸入移動書類の交付を受けた者に付された輸入移動書類とともに当該輸入移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき
三項	第九条第一項の規定による輸入移動書類の交付を受けた者に付された輸入移動書類とともに当該輸入移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき	輸入移動書類の交付を受けた者等	事業者等	再生利用等目的輸入	輸入移動書類の交付を受けた者等	事業者等	第九条第一項の規定による輸入移動書類の交付を受けた者に付された輸入移動書類とともに当該輸入移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき	第九条第一項の規定による輸入移動書類の交付を受けた者に付された輸入移動書類とともに当該輸入移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき
二項	第九条第一項の規定による輸入移動書類の交付を受けた者に付された輸入移動書類とともに当該輸入移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき	輸入移動書類の交付を受けた者等	事業者等	再生利用等目的輸入	輸入移動書類の交付を受けた者等	事業者等	第九条第一項の規定による輸入移動書類の交付を受けた者に付された輸入移動書類とともに当該輸入移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき	第九条第一項の規定による輸入移動書類の交付を受けた者に付された輸入移動書類とともに当該輸入移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき
一項	第九条第一項の規定による輸入移動書類の交付を受けた者に付された輸入移動書類とともに当該輸入移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき	輸入移動書類の交付を受けた者等	事業者等	再生利用等目的輸入	輸入移動書類の交付を受けた者等	事業者等	第九条第一項の規定による輸入移動書類の交付を受けた者に付された輸入移動書類とともに当該輸入移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき	第九条第一項の規定による輸入移動書類の交付を受けた者に付された輸入移動書類とともに当該輸入移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき

(措置命令)	第十七条 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出又はこれに伴う運搬若しくは処分(以下この項において「特定有害廃棄物等の輸出等」という。)がこの法律の規定又は外国為替及び外國貿易法第四十八条第三項の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われない場合	第十一条前項第一項の規定により輸入移動書類が交付された当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく
		第十一条前項第一項の規定により輸入移動書類が交付された当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく

合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときには、当該特定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者若しくはその排出者等（当該特定有害廃棄物等を排出した者をいい、その者が明らかでない場合には、当該特定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等の所有し、又は管理していた者をいう。以下同じ。）であつて当該特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われることについてその責めに帰する事由があるものに對し、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(立入検査)

第十九条 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量により当該特定有害廃棄物等を収去させることができること。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸入した者、輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者又は第四条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量により当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第二十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 輸出移動書類の交付を受けようとする者

二 輸入移動書類の再交付を受けようとする者

三 輸入移動書類の交付を受けようとする者

四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者

五 輸入移動書類の書換えを受けようとする者

六 第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

七 第十五条第五項の認定を受けようとする者

八 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者

九 第十五条の認定を受けようとする者

十 第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月一六日法律第六号)

(施行期日)

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

(施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(特定有害廃棄物等の輸出の承認の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にされているこの法律による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(次条において「旧法」という。)第四条第一項の規定による承認の申請は、この法律による改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「新法」という。)第四条第一項の規定による承認の申請とみなす。

(特定有害廃棄物等の輸入に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に輸入された旧法第二条第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等(以下この条及び次条において「旧特定有害廃棄物等」という。)又はこの法律の施行前に旧法第八条第一項の承認を受けた者が輸入しようとする当該承認に係る旧特定有害廃棄物等のうち、新法第二条第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等(以下この条及び次条において「新特定有害廃棄物等」という。)に該当しないものについては、新特定有害廃棄物等とみなす。

(特定有害廃棄物等の輸出に関する経過措置)

第四条 新法第十七条第一項、第十八条第一項及び第十九条第一項の規定は、新特定有害廃棄物等のうち、旧特定有害廃棄物等に該当しないものであつて、この法律の施行前に輸出されたものについては、適用しない。(罰則に関する経過措置)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について